

執行停止決定に対する不服申立て（検討参考資料）

第1 執行停止決定に対する即時抗告

執行停止決定に対する即時抗告（行政事件訴訟法第25条第6項）が、執行停止決定の執行を停止する効力を有しないこと（行政事件訴訟法第25条第7項）について、どのように考えるか。例えば、次のような点についてはどうか。

執行停止決定に対する即時抗告をした場合に、執行停止決定の効力ないし執行が当然に停止される効力を認めた場合には、迅速な権利救済の観点からみて、執行停止決定の実効性が損なわれるおそれはないか。

執行停止決定があった場合で、行政処分の緊急の執行の必要性から迅速な判断が求められる場合には、現在の実務では、即時抗告に対して、抗告審の高等裁判所が迅速に審理・判断する運用がされており、執行停止決定の執行を停止する必要性は、それほど大きくはないと考えられないか。

第2 内閣総理大臣の異議の制度

執行停止の申立て又は決定に対する内閣総理大臣の異議は、内閣総理大臣は、やむをえない場合でなければ、異議を述べてはならないとされ（行政事件訴訟法第27条第6項前段）、実際に30年以上異議が述べられたことがないことについて、制度の改正の必要性の観点からどのように考えるか。裁判実務の運用において、第1の のように高等裁判所が迅速に即時抗告の審理・判断をしていることから、即時抗告の制度が利用されて内閣総理大臣の異議が述べられる機会を少なくし、「やむを得ない場合」を制度の運用上も限定する役割を果しているとは考えられないか。

内閣総理大臣は、異議を述べたときは、次の常会において国会にこれを報告しなければならないとされていること（行政事件訴訟法第27条第6項後段）について、どのように考えるか（他の制度における内閣総理大臣の国会への報告の例につき、別紙参照）。国会への報告の制度は、行政権の行使についての内閣の国会に対する政治責任を通して、内閣総理大臣が異議を述べることができる「やむを得ない場合」を制度的ないし政治的に限定する役割を果しているとは考えられないか。

内閣総理大臣による国会への報告が義務付けられている規定

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年六月十三日法律第七十九号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

七 対処措置 第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

イ 武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1) 武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動

(2) (1)に掲げる自衛隊の行動及びアメリカ合衆国の軍隊が実施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)に従って武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

ロ 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1) 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置

(2) 生活関連物資等の価格安定、配分その他の措置

(対処基本方針)

第九条 政府は、武力攻撃事態等に至ったときは、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針(以下「対処基本方針」という。)を定めるものとする。

14 内閣総理大臣は、対処措置を実施する必要がなくなったと認めるとき又は国会が対処措置を終了すべきことを議決したときは、対処基本方針の廃止につき、閣議の決定を求めなければならない。

15 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があったときは、速やかに、対処基本方針が廃止された旨及び対処基本方針に定める対処措置の結果を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(対策本部の設置)

第十条 内閣総理大臣は、対処基本方針が定められたときは、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に武力攻撃事態等対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。

2 内閣総理大臣は、対策本部を置いたときは、当該対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年八月一日法律第百三十七号)

(基本原則)

第二条 政府は、この法律に基づく人道復興支援活動又は安全確保支援活動(以下「対応措置」という。)を適切かつ迅速に実施することにより、前条に規定する国際社会の取組に我が国として主体的かつ積極的に寄与し、もってイラクの国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に努めるものとする。

(基本計画)

第四条 内閣総理大臣は、対応措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該対応措置を実施すること及び当該対応措置に関する基本計画(以下「基本計画」という。)の案につき閣議の決定を求めなければならない。

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 対応措置に関する基本方針

二 対応措置を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該対応措置に係る基本的事項

ロ 当該対応措置の種類及び内容

ハ 当該対応措置を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ニ 当該対応措置を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該対応措置を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ 国際連合、人道復興関係国際機関又は国際連合加盟国(第十八条において「国際連合等」という。)に無償又は時価よりも低い対価で譲渡するために関係行政機関がその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品を調達する場合には、その実施に係る重要事項

ヘ その他当該対応措置の実施に関する重要事項

三 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

(以下略)

(国会への報告)

第五条 内閣総理大臣は、次に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

一 基本計画の決定又は変更があったときは、その内容

二 基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法(平成十三年十一月二日法律第百十三号)

(基本原則)

第二条 政府は、この法律に基づく協力支援活動、捜索救助活動、被災民救援活動その他の必要な措置(以下「対応措置」という。)を適切かつ迅速に実施することにより、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に我が国として積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に努めるものとする。

(基本計画)

第四条 内閣総理大臣は、次に掲げる対応措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該対応措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画(以下「基本計画」という。)の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一 前条第二項の協力支援活動

二 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が協力支援活動として実施する措置であって特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの

三 捜索救助活動

四 自衛隊による被災民救援活動

五 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が被災民救援活動として実施する措置であって特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 対応措置に関する基本方針

二 前項第一号又は第二号に掲げる協力支援活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該協力支援活動に係る基本的事項

ロ 当該協力支援活動の種類及び内容

ハ 当該協力支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ニ 当該協力支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ 関係行政機関がその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品を調達して諸外国の軍隊等に譲与する場合には、その実施に係る重要事項

ヘ その他当該協力支援活動の実施に関する重要事項

三 捜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該捜索救助活動に係る基本的事項

ロ 当該捜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ハ 当該捜索救助活動の実施に伴う前条第三項後段の協力支援活動の実施に関する重要事項(当該協力支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。)

ニ 当該捜索救助活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ その他当該捜索救助活動の実施に関する重要事項

四 前項第四号又は第五号に掲げる被災民救援活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該被災民救援活動に係る基本的事項

ロ 当該被災民救援活動の種類及び内容

ハ 当該被災民救援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ニ 当該被災民救援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ 関係行政機関がその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品を調達して国際連合等に譲与する場合には、その実施に係る重要事項

ヘ その他当該被災民救援活動の実施に関する重要事項

五 前三号に掲げるもののほか、自衛隊が実施する対応措置のうち重要なものの種類及び内容並びにその実施に関する重要事項

六 第二号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項

七 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

(以下略)

(国会への報告)

第十一条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

一 基本計画の決定又は変更があったときは、その内容

二 基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果

周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年五月二十八日法律第六十号)

(周辺事態への対応の基本原則)

第二条 政府は、周辺事態に際して、適切かつ迅速に、後方地域支援、後方地域搜索救助活動、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第百四十五号。以下「船舶検査活動法」という。)に規定する船舶検査活動その他の周辺事態に対応するため必要な措置(以下「対応措置」という。)を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。

(基本計画)

第四条 内閣総理大臣は、周辺事態に際して次に掲げる措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画(以下「基本計画」という。)の案につき閣議の決定を求めなければならない。

- 一 前条第二項の後方地域支援
- 二 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が後方地域支援として実施する措置であって特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの
- 三 後方地域搜索救助活動
- 四 船舶検査活動法第二条に規定する船舶検査活動(以下「船舶検査活動」という。)

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 対応措置に関する基本方針
- 二 前項第一号又は第二号に掲げる後方地域支援を実施する場合における次に掲げる事項
 - イ 当該後方地域支援に係る基本的事項
 - ロ 当該後方地域支援の種類及び内容
 - ハ 当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
 - ニ その他当該後方地域支援の実施に関する重要事項
- 三 後方地域搜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項
 - イ 当該後方地域搜索救助活動に係る基本的事項
 - ロ 当該後方地域搜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
 - ハ 当該後方地域搜索救助活動の実施に伴う前条第三項後段の後方地域支援の実施に関する重要事項(当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。)
 - ニ その他当該後方地域搜索救助活動の実施に関する重要事項
- 四 船舶検査活動法第四条に規定する事項
- 五 前三号に掲げるもののほか、自衛隊が実施する対応措置のうち重要なものの種類及び内容並びにその実施に関する重要事項
- 六 第二号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項
- 七 対応措置の実施について地方公共団体その他の国以外の者に対して協力を求め又は協力を依頼する場合におけるその協力の種類及び内容並びにその協力に関する重要事項
- 八 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

(以下略)

(国会への報告)

第十条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

- 一 基本計画の決定又は変更があったときは、その内容
- 二 基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年六月十九日法律第七十九号)

(実施計画)

第六条 内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施することが適当であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるときは、国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

- 一 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意
 - 二 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務については、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意
 - 三 国際的な選挙監視活動のために実施する国際平和協力業務については、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意
- 2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。
- 一 当該国際平和協力業務の実施に関する基本方針
 - 二 協力隊の設置その他当該国際平和協力業務の実施に関する次に掲げる事項
 - イ 実施すべき国際平和協力業務の種類及び内容
 - ロ 派遣先国及び国際平和協力業務を行うべき期間
 - ハ 協力隊の規模及び構成並びに装備
 - ニ 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて当該国際平和協力業務を行う場合における次に掲げる事項
 - (1) 海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う国際平和協力業務の種類及び内容
 - (2) 国際平和協力業務を行う海上保安庁の職員の規模及び構成並びに装備
 - ホ 自衛隊の部隊等(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)が当該国際平和協力業務を行う場合における次に掲げる事項
 - (1) 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務の種類及び内容
 - (2) 国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備
 - ヘ 第二十条第一項の規定に基づき海上保安庁長官又は防衛庁長官に委託することができる輸送の範囲
 - ト 関係行政機関の協力に関する重要事項
 - チ その他当該国際平和協力業務の実施に関する重要事項

(以下略)

(国会に対する報告)

第七条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に規定する事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

- 一 実施計画の決定又は変更があつたとき 当該決定又は変更に係る実施計画の内容
- 二 実施計画に定める国際平和協力業務が終了したとき 当該国際平和協力業務の実施の結果
- 三 実施計画に定める国際平和協力業務を行う期間に係る変更があつたとき 当該変更前の期間における当該国際平和協力業務の実施の状況

預金保険法(昭和四十六年四月一日法律第三十四号)

(金融危機に対応するための措置の必要性の認定)

第一百二条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる金融機関について当該各号に定める措置が講ぜられなければ、我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議(以下この章において「会議」という。)の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定(以下この章において「認定」という。)を行うことができる。

- 一 金融機関(次号に掲げる金融機関を除く。) 当該金融機関の自己資本の充実のために行う機構による株式等の引受け等(以下この章において「第一号措置」という。)
 - 二 破綻金融機関又はその財産をもつて債務を完済することができない金融機関 当該金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用の額を超えると見込まれる額の資金援助(以下この章において「第二号措置」という。)
 - 三 破綻金融機関に該当する銀行等であつて、その財産をもつて債務を完済することができないもの 第一百十一条から第一百九条までの規定に定める措置(以下この章において「第三号措置」という。)
- 6 内閣総理大臣は、認定を行つたときは、当該認定の内容を国会に報告しなければならない。

災害対策基本法(昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号)

(非常災害対策本部の設置)

第二十四条 非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に非常災害対策本部を設置することができる。

2 内閣総理大臣は、非常災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。
(非常災害対策本部の組織)

第二十五条

第二十五条 非常災害対策本部の長は、非常災害対策本部長とし、国務大臣をもつて充てる。

2 非常災害対策本部長は、非常災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 非常災害対策本部に、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員を置く。

4 非常災害対策副本部長は、非常災害対策本部長を助け、非常災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。非常災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ非常災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

5 非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員は、内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 非常災害対策本部に、当該非常災害対策本部の所管区域にあつて当該非常災害対策本部長の定めるところにより当該非常災害対策本部の事務の一部を行う組織として、非常災害現地対策本部を置くことができる。この場合においては、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第一百五十六条第四項の規定は、適用しない。

7 内閣総理大臣は、前項の規定により非常災害現地対策本部を置いたときは、これを国会に報告しなければならない。

8 前条第二項の規定は、非常災害現地対策本部について準用する。

9 非常災害現地対策本部に、非常災害現地対策本部長及び非常災害現地対策本部員その他の職員を置く。

10 非常災害現地対策本部長は、非常災害対策本部長の命を受け、非常災害現地対策本部の事務を掌理する。

11 非常災害現地対策本部長及び非常災害現地対策本部員その他の職員は、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員のうちから、非常災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

(非常災害対策本部の所掌事務)

第二十六条 非常災害対策本部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。

二 非常災害に際し作成される緊急措置に関する計画の実施に関すること。

三 第二十八条の規定により非常災害対策本部長の権限に属する事務

四 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(指定行政機関の長の権限の委任)

第二十七条 指定行政機関の長は、非常災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限の全部又は一部を当該非常災害対策本部員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。
(非常災害対策本部長の権限)

第二十八条 非常災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該非常災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

2 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

3 非常災害対策本部長は、非常災害現地対策本部が置かれたときは、前二項の規定による権限の一部を非常災害現地対策本部長に委任することができる。

4 非常災害対策本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。